

## 自然公園における建築物の許可基準について

以下により許可基準が異なりますので、まずはどの建築物に該当するかご確認ください。

- ① 仮設の建築物（設置期間が3年を超えないもの）
- ② 昭和50年4月1日において、申請地に現に居住していた者（現に居住していた者から相続を受けた者を含む）の住宅
- ③ 自然公園内における農林漁業、鉱業、採石業等及び公園事業従事者の住宅
- ④ ②及び③と用途不可分な建築物
- ⑤ 農林漁業を営むために必要な建築物
- ⑥ 集合別荘、集合住宅、保養所
- ⑦ 分譲地等内における建築物、宿泊施設（宿泊棟を2棟以上設ける場合）
- ⑧ ⑥及び⑦と用途不可分な建築物
- ⑨ 北九州市小倉南区大字新道寺及び糸島市志摩野北の一部地域における建築物
- ⑩ 既存の建築物の規模を超えない改築、建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧又は学術研究その他公益上必要な物
- ⑪ ①～⑩のいずれにも該当しない

### 【参考】⑪の場合の許可基準概要（自然公園法施行規則第11条第6項）

地種区分	敷地面積	建ぺい率 ※1	容積率 ※2	高さ ※3	後退距離※4		土地勾配 ※5
					公園事業 道路等	敷地境界 ・道路	
特別保護地区 第1種特別地域	（原則新築・増築不可）既存の建築物の規模を超えない改築、建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧又は学術研究その他公益上必要な物に限り可						
第2種特別地域	500㎡未満	10%以下	20%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%を超えないもの
	500㎡以上 1,000㎡未満	15%以下	30%以下				
	1,000㎡以上	20%以下	40%以下				
第3種特別地域	-	20%以下	60%以下				
普通地域	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える建築物は届出が必要						

※1 「建ぺい率」の算定根拠となる「建築面積」は、付帯工作物（建築設備等建物付属の構造物）を含む建築物の地上部分の水平投影面積であり、建築基準法の算定方法とは異なります。

※2 「容積率」の算定は、建築基準法の定めによります。

※3 「高さ」の算定は、建築設備（避雷針を除く）を含む建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差であり、建築基準法の算定方法とは異なります。

※4 「後退距離」の算定は、建築物の地上部分の水平投影外周線までの距離であり、「道路からの後退距離」は、道路の路肩から測定します。なお、公園事業道路等については県自然環境課又は各保健福祉環境事務所までお問い合わせください。

※5 「土地勾配」は建築物の地下部分を含めた当該建築物の水平投影外周線で囲まれる現況の土地の高低差で算定します。

